

附属書 I
カテゴリ及び用語の定義
ver.1.0

2026年5月18日

一般社団法人 サステナブル経営推進機構

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-14-8

目次

1. はじめに.....	2
2. SPC 認証に関わる用語の定義.....	2
2.1 カテゴリの定義.....	2
2.2 用語の定義.....	3
付録.....	6

1. はじめに

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下、本機構という）が運営管理する SPC 認証プログラム（以下、SPC 認証という）におけるカテゴリ及び用語について定義するものである。

なお、本文書に定めるカテゴリ及び用語の定義は、SPC 認証において使用しているものであり、他制度または一般的な用語の定義とは異なる場合がある。

2. SPC 認証に関わる用語の定義

2.1 カテゴリの定義

本文書ではカテゴリを下記の通り定義する。なお、本カテゴリの定義で用いている用語については 2. 2用語の定義によるものとする。

- (1) 再生資源調達：再生資源を回収・選別・圧縮などの再生原料化前処理を行い、再生原料製造工程へ供給する工程。対象物は、有償・無償・逆有償を問わない。
- (2) 再生原料製造：再生原料化前処理を施した再生資源を原料として、選別・破碎・粉碎・洗浄・溶融・造粒などの加工を通じて再生原料を製造する工程。
- (3) 成形用再生材料製造：再生原料を用いて、配合設計・配合・混錬・均等分散・均質化・異物除去・造粒などの加工を通じて成形加工に適した材料（コンパウンド材料など）を製造する工程。成形メーカー向けに破碎品や粉碎品を製造販売する場合は原則含まれない（その場合、「再生原料製造」として扱う）。

本文書ではサブカテゴリを下記の通り定義する。

- (1) Standard：SPC 認証の必須項目を全て満たしていることを認証する。
- (2) Gold：SPC 認証の必須項目を全て満たしていることに加え、企画提案能力を有することを示す追加項目を全て満たしていることを認証する。

2.2 用語の定義

本文書では用語を下記の通り定義する(五十音順)。

用語	定義	出典(引用符内)	目的
環境配慮	「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」(環境への負荷)や、騒音、臭気、振動などの近隣住民の生活に影響を与えることに対して配慮することの総称。	環境基本法第一章第二条	SPC 認証基準及び審査において、その意味及び範囲を明確にするため。
協力会社	調達物の供給組織及び審査対象工程に関与する業務を委託する組織。		SPC 認証基準及び審査において、その範囲を明確にするため
顧客	認証対象事業者の製品及び商品(自社が販売する商品を指し、最終製品かどうかは問わない)を受け取る又はその可能性のある個人又は組織。		SPC 認証基準及び審査において、その範囲を明確にするため。
再生原料	再生原料化前処理を施した再生資源を原料とし、顧客との取り決めに基づいて粒度・形状が調製され、異物が除去されたプラスチック。再生資源の割合は100% ^{*1} とする。		審査申請時の認証カテゴリ選択に使用するため。
再生原料化前処理	再生原料製造工程に適切に供給するために行う処理。		審査申請時の認証カテゴリ選択に使用するため。
再生資源	排出者が不要としたプラスチック製品の内、顧客との取り決め通りに分別、管理されているもの。ポストコンシューマ材料及びプレコンシューマ		審査申請時の認証カテゴリ選択に使用するため。

	材料をいう。		
重要監視プロセス	品質管理（コンタミネーション対策）及び製品の安定供給に重大な影響を及ぼす可能性の高い工程及び顧客との取り決めに基づく重要な情報の取得・確定に関わる工程。		SPC 認証基準及び審査において、重要監視プロセスを特定するため。
成形用再生材料	再生原料を原料とし、バージン原料や、他の原料、添加剤などを用いて、顧客との取り決めに基づいて品質・物性・特性などが調製されたもの。なお、成形用再生材料の製造工程において、投入した材料の記録を残していないものは、成形用再生材料としては扱わない。		審査申請時の認証カテゴリ選択に使用するため。
選別 ^{※2}	再生資源／再生原料を顧客との取り決めに基づき材質別に分けることや異物を取り除く工程のこと。		再生原料化前処理及び再生原料製造工程にてその範囲を明確にするため。
トレーサビリティ	顧客との取り決めに基づく重要情報及び調達物が工場（事業所）内に持ち込まれてから加工処理などを経て納品されるまでの各工程の情報を記録し、追跡可能な状態にしておくこと。		SPC 認証基準及び審査において、その範囲を明確にするため。
プレコンシューマ材料 ^{※3}	製品の「製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再使用（ここでは「回収・再投入」の意味）できる加工不適合品，研磨不適合品，スクラップなどの再利用を除く。」	JIS Q14021:2000 (ISO 14021:1999) 環境ラベル及び宣言 —自己宣言による環境主張（タイプII環境ラベル表示） 7.8.1.1 a) 1) を基	トレーサビリティ情報の一つとなるため。

		に、本文書の他の用語との整理のため原典を踏まえて () 内を事務局にて追記。 なお、ISO 14021 では”being reclaimed”と記載されている。	
分別※ ²	不要とした製品を、顧客との取り決めで指定された種類に分けること。		廃棄物（排出物）が再生資源になるファーストステップとしてその範囲を明確にするため。
分離	「目的とする物質とそれ以外の物質とを分ける操作。」	JIS K 0211:2013 分析化学用語（基礎部門） 3.9 操作 8070	類似用語と違うことを明示し、誤用によるコミュニケーションを防ぐため。
ペレット	「一定のロット内では比較的均質な寸法を有する予備成形された成形材料の小さな塊。」 破碎・粉碎処理のみを施したものはペレットとして扱わない。	JIS K 6900-1994 (ISO0472) プラスチック—用語 2. 用語及び定義 585	SPC 認証基準及び審査において、「粉碎のみ」など造粒工程が無い場合は審査記録に非該当であることを明記するため。
ポストコンシューマ材料※ ⁴	「家庭から排出される材料、又は製品のエンドユーザとしての商業施設、工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これには、流通経路から戻される材料を含む。」	JIS Q14021:2000 (ISO 14021:1999) 環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張（タイプII環境ラベル表示） 7.8.1.1 2)	トレーサビリティ情報の一つとなるため。
マテリアルリサイクル※ ⁵	再生資源を回収し、再生原料化前処理や再生原料製造、成		本認証プログラムの審査対象範

	形用再生材料製造などの工程を経て新しい製品の材料又は原料として再生利用すること。		囲を明示するため。
--	--	--	-----------

- ※1 バージン材料に少量の再生資源を混ぜた適切とは言い難い再生原料が発生することを防ぐため。
- ※2 SPC 認証においては、「分別」されたものを再生資源として扱い、以降の工程において発生する類似の処理は「選別」として扱う。
- ※3 PIR (ポストインダストリアルリサイクル)材料はプレコンシューマ材料に含まれる。なお、「プレコンシューマ」は、「ポストインダストリアル」と同義として扱われる場合もある (例: Suppliers Partnership for the Environment 及び Automotive Industry Action Group が発行する「Guidance on Measuring Recycled Content of Automotive Products September 2021」など)。
- ※4 PCR(ポストコンシューマリサイクル)材料と同義とする。
- ※5 SPC 認証においては、マテリアルリサイクルの内、材料の化学式の構造を大きく変えることなく新しい製品の材料又は原料として再生利用することを主な審査対象としている。

以上

付録

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
ver.1.0	2026年5月18日	-	制定。